

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）

（本則関係）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（抄）

（附則第二条関係）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）（抄）

（附則第二条関係）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針（第四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五条 第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条・第十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十一条 第五十四条）</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の二 第五十四条の七）</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針（第五十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十六条・第五十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十九条 第六十四条）</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節 基本方針（第六十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第六十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第六十九条 第七十一条）</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十一条の二 第七</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針（第四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五条 第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条・第十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十一条 第五十四条）</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針（第五十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十六条・第五十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十九条 第六十四条）</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節 基本方針（第六十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第六十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第六十九条 第七十一条）</p>

十一條の四)

第五章 保育所等訪問支援

- 第一節 基本方針（第七十二条）
 - 第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）
 - 第三節 設備に関する基準（第七十五条）
 - 第四節 運営に関する基準（第七十六条 第七十九条）
 - 第六章 多機能型事業所に関する特例（第八十条 第八十二条）
- 附則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第五十四条の二、第五十四条の六第一号、第五十四条の七第二号及び第七十一条の二の規定による基準

- 二 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって

第五章 保育所等訪問支援

- 第一節 基本方針（第七十二条）
 - 第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）
 - 第三節 設備に関する基準（第七十五条）
 - 第四節 運営に関する基準（第七十六条 第七十九条）
 - 第六章 多機能型事業所に関する特例（第八十条 第八十二条）
- 附則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

従うべき基準 第十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第五十四条の四及び第六十九条（第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条、第七条（第五十七条、第六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び第三条の規定による基準

五 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第二

一 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条、第七条（第五十七条、第六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び第三条の規定による基準

二 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第二

号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第一項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号（病室に係る部分に限る。）の規定による基準

六 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十二条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

七 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

八 法第二十一条の五の四第一項第二号又は法第二十一条の五の四第八項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号及び第二十一条の五の十八第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第一項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号（病室に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十二条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

四 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

五 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十四条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上
ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第五十四条の三 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達

支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十四条の四 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第五十四条の五 第四条、第七条及び前節(第十一条、第二十三条第二項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)(第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)(が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)(を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)(を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合に

おいて、この節(前条(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第

六項の規定を準用する部分に限る。()を除く。()の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けなければならないこと。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第五十四条の七 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。()が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の五(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を

除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けなければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條において準用する第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第六十三條第六号」と、第二十二條第二項中「次條」とある

(準用)

第七十一条 第十二條から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條において準用する第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第六十三條第六号」と、第

のは「第七十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第六十三条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第七十一条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上
- イ 障害児の数が十までのもの 二以上
- ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障

二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第六十三条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第七十一条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条の四 第七条、第十二条から第二十二條まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第五十四條の六、第五十四條の七、第六十三條、第六十五條、第六十九條及び第七十條(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第二十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第二十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援</p>

B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第五十六条第六項及び第七項、第六十六条第六項、第七十五条第四項及び第五項並びに第八十六条第四項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならぬものとすることができる。

2
(略)

B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第五十六条第六項及び第七項、第六十六条第六項、第七十五条第四項及び第五項並びに第八十六条第四項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならぬものとすることができる。

2
(略)

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）新旧対照表
 （附則第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

<p>（規模に関する特例） 第八十九条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。） 自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。） 自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。） 就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。） 就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。） （以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とす</p>	<p>（規模に関する特例） 第八十九条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。） 自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。） 自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。） 就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。） 就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。） （以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とする</p>
--	--

<p>2 〜 4 (略)</p>	<p>2 〜 4 (略)</p>
<p>一 〜 三 (略)</p>	<p>一 〜 三 (略)</p>
<p>ることができぬ。</p>	